

入黨申込書(抜者)

所屬支部 住所

職業 姓名

年 月 日生

一、貴黨ノ綱領政策規約ニ賛成シ入黨申込候也

昭和 年 月 日

立憲労働黨御中

切取線

第十四條

支部長會議ハ總務會ノ諮問機關且ツ黨務ノ參與機關ニシテ總理之レヲ召集ス

但シ支部長三分ノ二以上ガ必要ト認ムル時ハ會議ヲ開催スル事ヲ得

第六章 役員

第十五條

本黨ニ、左ノ役員ヲ置ク

- 一、總理一名
 - 二、總務若干名
 - 三、書記長一名
 - 四、會計一名
 - 五、會計監查役若干名
 - 六、部長若干名
- 但シ役員ノ任期ヲ一ケ年トシ再選ヲ妨ゲズ

第十六條

役員ノ職務權限左ノ如シ

- 一、總理ハ本黨ヲ代表シ黨務ヲ總轄ス
- 二、總務ハ總理ヲ補佐シ黨ノ要務ヲ處理ス
- 三、書記長ハ總理及總務ヲ補佐シ黨務ヲ管掌ス
- 四、會計ハ黨ノ會計ヲ處理ス
- 五、會計監查役ハ黨ノ會計ヲ監查ス
- 六、部長ハ部門ヲ統轄ス

第七章 部門

第十七條

本黨ニ左ノ部門ヲ置ク

- 一、組織部
- 一、宣傳部
- 一、教育部
- 一、調査部
- 一、計畫部
- 一、産業部
- 一、國際部
- 一、出版部
- 一、議會部

部門ハ總務會ノ統制ヲ受ク

第十九條 部門ニ部長一名 部員若干名ヲ置キ總務會之レヲ任免ス

第八章 支部

第二十條

支部ハ總務會ノ承認ヲ得テ選舉區劃ニ之レヲ置ク

第二十一條 支部ノ規約ハ總務會ノ承認ヲ得ルモノトス

第九章 會計

第二十二條 黨費ハ黨員一名ニ付年額金參拾錢トス

第二十三條 黨費ハ一切之レヲ返戻セズ

第二十四條 黨費ハ本部及支部ニ配分ス

第二十五條 黨ノ豫算ハ總務會ニ於テ原案ヲ作製シ大會ノ協賛ヲ經ルヲ要シ決算ハ大會ノ承認ヲ要スルモノトス

第二十六條 黨ノ會計年度ハ毎年 月 日ヨリ翌年 月 日迄トス

第十章 罰則

第二十七條 黨員ニシテ左ノ一ニ該當スルモノハ大會又ハ總務會ノ決議ニ依リテ之レヲ除名ス

- 一、黨ノ精神綱領ニ違背シタルモノ
- 一、黨ノ面目ヲ毀損シタルモノ